

# 中村かしわ地域包括支援センター 運営規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人奉優会（以下「奉優会」という。）が開設する中村かしわ地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う包括的支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの専門職が、適正な地域包括ケアを実現することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるように利用者の立場にたって支援を行う。

1. センターは高齢者ができる限り要介護にならないよう「介護予防サービス」が適切に確保できるようその調整に努める。
2. センターは高齢者が要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

## (センターの基本機能)

第3条 センターは次に掲げる基本機能を担うものとする。

1. 共通的基礎基盤の整備、地域に総合的・重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。
2. 介護予防ケアマネジメント業務 要支援1、2の認定者に対する予防給付マネジメント（以下「指定介護予防支援」という）及び全ての高齢者に対する地域支援事業の介護予防事業が効果的かつ効率的に供されるよう、適切なケアマネジメントを行う。
3. 総合支援相談・権利擁護業務・高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により実態把握のうえ必要なサービスにつなげる。また虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。
4. 包括的・継続的マネジメント支援業務及び高齢者に対し包括的継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。

(内容)

#### 第4条

1. 指定介護予防支援事業業務の実施にあたっては、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
2. 事業所の担当職員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、事業を行う。
3. 事業所の担当職員は、指定介護予防支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
4. 事業の運営にあたっては、区市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 中村かしわ地域包括支援センター
2. 所在地 東京都練馬区中村二丁目25番3号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名(常勤者担当職員と兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 担当職員8名以上(常勤者8名うち1名は管理者と兼務)

同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名(兼務)	0名	地域包括支援センター統括 等	1名
主任介護支援専門員	1名以上	0名	相談援助業務、ケアプラン作成、地域介護支援専門員育成支援 等	1名
保健師又は看護師	1名以上	0名	相談援助業務、ケアプラン作成、介護予防・認知症事業の企画運営 等	1名
社会福祉士	1名以上	0名	相談援助業務、ケアプラン作成、高齢者の権利擁護 等	1名
介護支援専門員	2名	0名	ケアプラン作成 等	2名

訪問支援員	2名	0名	ひとり暮らし高齢者等訪問支援業務 等	2名
街かどケアカフェ事業担当	1名	0名	常設型街かどケアカフェ事業 等	1名

(営業日及び営業時間)

第7条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日及び年末年始12月29日から1月3日までを除く。
2. 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。  
転送電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援の方法および内容、利用料等)

第8条

1. 指定介護予防支援の提供の方法および内容は、下記のとおりとする。
  - (1) 利用者が指定介護予防サービス及びその他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用をすることができるよう、利用者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成する。
  - (2) 介護予防サービス計画作成にあたり、ご利用者及びその家族等には、計画に位置づけられる指定介護予防サービス事業所について、複数を紹介し、事業所の選定理由の説明を十分に行い、文書の交付をしたうえで、それを理解したことについてご署名をいただく。
  - (3) 介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、利用者が入院又は介護保険施設等への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行う。
  - (4) 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標達成型の計画を策定する。
  - (5) 自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。
  - (6) 解決すべき課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。
  - (7) 当該介護予防サービス計画の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める場合には、サービス担当者会議の開催や担当者に対する照会等を行う。
  - (8) 実施状況の把握にあたっては、当該介護予防サービス計画に基づいて位置付け

られた指定介護予防サービス事業者等から、サービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも一月に一回、聴取する。また、サービスの評価期間が終了する月及び提供開始月の翌月から起算して三月に一回並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する。

- (9) 要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図る。
- (10) 事業所は、利用者の心身の状況及び希望に応じて、訪問による相談のほか、電話、情報通信機器オンライン会議システム等) を活用した方法により相談、連絡調整及び支援を行う場合がある。その場合、1 から 3 について留意し支援を実施する。
  1. オンラインによる相談の実施にあたっては、利用者又は家族の同意を得た上で実施するものとする。
  2. 通信環境等により適切な相談が困難と判断される場合は、訪問又は電話等の方法により対応するものとする。
  3. オンライン相談の実施にあたっては、個人情報保護に十分配慮した通信環境のもとで実施する。
  4. 対応可能日・時間については原則、第7条「営業日及び営業時間内」とする。
2. 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴収しない。
3. 次条の通常事業の実施地域を越えて行う指定介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
4. 前項に規定する額の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の仕事の実施地域)

第9条 通常の仕事の実施地域は下記の通りとする。

中村、中村南、中村北

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族、主治医または関係医療機関、区市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について状況報告書を作成し、その内容を理事長に報告した後、法人内に公表し再発防止に努める。状況報告書は契約終了後2年間保管することとする。また、サービスの提供にともなって、奉優会の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、適正な賠償義務の履行を誠実にを行うこととする。

(相談・苦情対応)

第11条 事業者および受託当事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した介護予防支援またはケアプラン作成に位置づけた指定介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。また、苦情の状況及び苦情に際して講じた措置について状況報告書を作成し、その内容を理事長に報告した後、法人内に公表し、再発防止に努める。状況報告書は契約終了後2年間保管することとする。相談・苦情対応の窓口は、重要事項説明書【サービス内容に関する苦情】のとおり。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、必要な体制整備を行い、次の措置を講じる。

1. 虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催
2. 虐待防止のための指針に基づく措置と担当者の配置
3. 虐待を防止するための所内研修の実施
4. その他虐待防止のために必要な措置

(カスタマーハラスメント防止のための措置に関する事項)

第13条

中村かしわ地域包括支援センターは、職場および相談現場において、全職員にとって安全で尊厳ある労働環境を提供し、ハラスメントを防止することを目的とし次の対策を策定する。ハラスメントの原因を分析し、効果的な予防策を講じることで、迅速かつ公平な対応を行い、被害者支援と加害者への適切な対処を確実にする。また、練馬区カスタマーハラスメントに対する所管課と連携し対応していく。これにより、職員が安心して働ける環境を確立し、質の高い介護サービスの提供に寄与することを目

指す。

(その他運営についての留意事項)

#### 第14条

1. 事業所は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
  - (2) 継続研修 年2回
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができることとし、委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人奉優会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
6. 前各号に掲げるものの練馬区長が必要と認める事項については協議に基づき行うこととする。

#### 附則

(オンライン相談導入に伴う改定)

- 1 本運営規定は、事業所における相談支援の充実及び利用者の利便性向上を目的として、情報通信機器を活用したオンライン相談の実施に関する事項を追加するため改定する。
- 2 本改定は、令和8年4月1日より施行する。

(施行・改定歴等)

令和5年 4月1日 施行

令和8年 4月1日 一部改定 (オンライン相談に関する規定の追加)